

浮体式洋上風力発電保守管理人材育成プログラム 受講要項

第1章 総則

第1条(目的)

本要項は、浮体式洋上風力発電設備の保守管理に必要となる知識および技能を有する人材の育成を目的として実施する「浮体式洋上風力発電保守管理人材育成プログラム」(以下「本プログラム」という。)の募集および受講に関する事項を定めるものである。

本プログラムは、実機設備および保守管理に関する知見を活用した段階的な教育を通じて、洋上風力発電設備の安全かつ安定的な運用を支える人材の育成を図るものである。

第2条(実施主体)

本プログラムは、有限会社イー・ウィンド(以下「E-WIND」という。)が実施主体となり、関係機関と連携して実施するものである。

第3条(教育プログラムの構成)

- 1 本プログラムは、基礎教育、STEP1、STEP2およびSTEP3により構成し、受講者の知識および技能を段階的に習得できる教育課程とする。
- 2 各教育課程の内容は、次のとおりとする。
 - (1)基礎教育:風力発電設備の基本構造、浮体式洋上風力発電の概要、安全管理および保守管理業務に必要な基礎知識を習得する教育
 - (2)STEP1:実機を活用し、月次点検を通じて、保守管理業務の基本的な流れ、点検方法および設備構造について学ぶ教育
 - (3)STEP2:実機を活用し、半年点検を通じて、設備ごとの点検内容、保守管理手法および点検技術について学ぶ教育
 - (4)STEP3:実機を活用し、年次点検を通じて、保守管理業務全体の実践的な知識および技能を総合的に習得する教育
- 3 基礎教育およびSTEP1を必須教育とし、STEP2およびSTEP3は、STEP1を修了した者を対象とする選択制の教育とする。

第4条(受講対象者及び受講条件)

- 1 本プログラムの受講対象者は、将来的に洋上風力発電設備の保守管理業務に携わることを目指す者、または現在、風力発電設備等の保守管理業務に従事している者とする。
- 2 本プログラムを受講する者は、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 所属する企業または団体等から、本プログラムへの参加について承認を得ている者
- (2) フルハーネス型墜落制止用器具特別教育を修了している者
- (3) 本要項および別途定める安全管理に関する事項を遵守できる者

- 3 実機設備を使用した教育を受講する者は、実機研修の実施に必要な安全管理上の措置として、E-WINDとの間で出向契約を締結するものとする。
- 4 STEP2およびSTEP3を受講する者については、前項に加え、実機設備を使用した教育の実施に必要なその他の条件を満たすものとする。

第5条(実施場所)

- 1 本プログラムの教育は、長崎県五島市内の施設および風力発電設備等を活用して実施する。
- 2 実機設備を使用する教育については、設備の運用状況、気象条件その他の事情により、実施内容または日程を変更する場合がある。

第2章 エントリー

第6条(エントリー方法)

- 1 受講を希望する者(以下「エントリー者」という。)は、本プログラム専用ウェブサイトに掲載するエントリーフォームに必要事項を入力し、申し込むものとする。
- 2 エントリーにあたっては、所属企業名、氏名、連絡先、希望する受講内容、保有資格等、本プログラムの受講可否を判断するために必要な情報を提出するものとする。
- 3 エントリーの受付期間および方法については、本プログラム専用ウェブサイトにて別途定める。

第7条(受講要件の確認)

- 1 エントリー者は、エントリー時点において、本募集要項に定める受講要件を満たしていることを確認するものとする。
- 2 エントリー者は、受講にあたり必要となる資格、教育履歴および所属企業との調整事項について、事前に確認の上、申し込むものとする。
- 3 本プログラム運営者は、提出された情報に基づき、受講要件への適合性を確認するものとする。

第8条(受講者の決定)

- 1 エントリー受付後、提出された内容を確認の上、実施主体が受講者を決定する。
- 2 受講決定者には、受講日程、受講内容、必要な事前準備その他受講に必要な事項を通知する。
- 3 受講決定後、やむを得ない事情により受講が困難となった場合は、速やかに実施主体へ連絡するものとする。

第9条(エントリー時の確認事項)

エントリー者は、申し込みにあたり、以下の事項について確認するものとする。

- (1)本プログラムは、少人数での実機を活用した教育を行うため、天候その他の事情により日程変更または中止となる場合があること。
- (2)STEP2およびSTEP3の受講にあたっては、風車設備への立入りおよび保守管理業務に関連する教育を含むため、別途定める条件を満たす必要があること。
- (3)実機を使用した教育を安全に実施するため、E-WINDとの出向契約その他必要な手続きを行うこと。

第3章 受講手続

第10条(受講の申込み)

- 1 受講を希望する者は、エントリー専用サイト又は実施主体が指定する方法により、必要事項を入力し、募集期間内に申込みを行わなければならない。
- 2 申込みに当たっては、実施主体が指定する次の書類又は情報を提出しなければならない。
 - (1) 受講申込情報
 - (2) 受講要件を確認できる書類
 - (3) 保有資格の修了証等の写し(必要な場合)
 - (4) その他実施主体が必要と認める書類
- 3 オプション講習の受講を希望する者は、申込み時にその旨を申し出るものとする。

第11条(受講資格の確認)

- 1 実施主体は、提出された申込内容及び受講資格について確認を行う。
- 2 提出書類に不備がある場合又は受講資格を満たさない場合は、実施主体は補正又は追加資料の提出を求めることができる。
- 3 受講資格を満たさないと認められる場合は、受講を承認しないことがある。

第12条(受講決定)

- 1 実施主体は、受講資格の確認後、開催日程、募集状況その他必要な事項を勘案し、受講者を決定する。
- 2 受講決定又は不決定については、原則として開催予定日の概ね3週間前までに申込者へ通知する。
- 3 気象・海象その他やむを得ない事情により開催日程を変更する必要がある場合は、改めて通知するものとする。

第13条(受講料の納付)

- 1 受講決定の通知を受けた者は、実施主体が指定する期日までに受講料を納付しなければならない。
- 2 納付方法は、実施主体が別に定める方法による。

- 3 指定期日までに受講料の納付が確認できない場合は、受講決定を取り消すことがある。

第14条(申込み内容の変更等)

- 1 申込内容に変更が生じた場合は、受講者は速やかに実施主体へ届け出なければならない。
- 2 受講者は、受講を辞退する場合は、速やかに実施主体へ申し出なければならない。

第15条(受講の取消し)

実施主体は、受講者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、受講決定を取り消すことができる。

- (1) 申込内容に虚偽があったとき。
- (2) 受講資格を満たさないことが判明したとき。
- (3) 受講料を期限までに納付しないとき。
- (4) その他、研修の実施に支障があると実施主体が認めたとき。

第4章 受講料及びキャンセル

第16条(受講料)

- 1 受講料は、別表に定める額とする。
- 2 受講料には、教材費その他実施主体が指定する費用を含むものとする。ただし、宿泊費、交通費、飲食費その他実施主体が別に定める費用は受講者の負担とする。
- 3 オプション講習を受講する場合の受講料は、別表に定めるところによる。

第17条(受講キャンセルの取り扱い)

- 1 受講者は、受講を辞退する場合は、速やかに実施主体へ届け出なければならない。
- 2 受講者都合によるキャンセルの場合の受講料の取扱いは、次の各号による。
 - (1) 開催日の6日前まで:全額返還する。
 - (2) 開催日の5日前から前日まで:受講料の80%を返還する。
 - (3) 当日のキャンセル又は無断欠席:返還しない。
- 3 受講者本人の傷病、災害その他実施主体がやむを得ない事情があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、受講料の全部又は一部を返還し、又は次回以降の研修への振替を認めることができる。

第18条(天候等による延期又は中止)

- 1 気象、海象、災害、感染症の流行その他受講者の安全確保が困難と認められる場合は、実施主体は研修の全部又は一部を延期又は中止することができる。
- 2 前項の場合において、実施主体は可能な限り速やかに受講者へ通知するものとする。

- 3 延期となった場合は、受講者は実施主体が指定する振替日に受講することができる。
- 4 延期又は中止により受講できなくなった場合は、納付済みの受講料を全額返還するものとする。

第19条（モニター制度等）

- 1 実施主体が別に定めるモニター制度、補助制度又は助成制度を利用する場合は、それぞれの募集要項その他の定めによる。
- 2 制度の内容は年度ごとに変更又は終了する場合がある。

第20条（受講者の費用負担）

受講者が研修に参加するために要する交通費、宿泊費その他の費用は、受講者の負担とする。ただし、実施主体が別に定める場合を除く。

第5章 研修の実施

第21条（研修日程等）

- 1 研修の日程、時間、会場その他必要な事項は実施主体が定め、受講者に通知する。
- 2 実施主体は、研修内容の一部を変更する必要があるが生じた場合には、研修の目的を損なわない範囲で、その内容を変更することができる。

第22条（研修の中止又は変更）

- 1 実施主体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、研修の全部又は一部を中止し、延期し、又は内容を変更することができる。
 - (1) 気象、海象その他自然条件により安全な研修の実施が困難であると判断した場合
 - (2) 風車設備の点検、故障、保守その他設備の都合により実施が困難となった場合
 - (3) 災害、感染症その他やむを得ない事情が生じた場合
 - (4) その他実施主体が研修の実施が適当でないと判断した場合
- 2 前項の場合において、実施主体は速やかに受講者へ通知するものとする。

第23条（受講者の遵守事項）

受講者は、研修期間中、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 講師又は安全管理者の指示に従うこと。
- (2) 安全管理規程その他実施主体が定める安全上の指示を遵守すること。
- (3) 貸与された機材及び設備を適切に使用すること。
- (4) 他の受講者の受講を妨げる行為をしないこと。
- (5) 研修施設内において危険行為その他秩序を乱す行為をしないこと。

(6) その他実施主体が必要と認める事項を遵守すること。

第24条(実機研修)

- 1 実機研修は、実際に運転中の風力発電設備を活用し、保守管理業務及び設備の運用状況を踏まえて実施する。
- 2 実機研修は、気象、海象、設備の運転状況、保守作業その他保安上の理由により、その内容、実施時間又は実施場所を変更し、又は中止する場合がある。
- 3 実機研修は、安全管理規程に基づき、安全を最優先として実施する。

第25条(修了判定)

- 1 各教育課程の修了については、当該教育課程を担当する講師が、受講者の受講状況、知識及び技能の習得状況その他実施主体が定める修了基準に基づき、修了の可否を判定するものとする。
- 2 講師は、前項の判定にあたり、受講者の安全に対する理解、実技の実施状況その他当該教育課程の到達目標に照らして必要と認められる事項を考慮するものとする。
- 3 実施主体は、前二項の判定結果に基づき、当該教育課程の修了を認定するものとする。

第6章 修了・修了証等

第26条(修了認定)

- 1 実施主体は、受講者が所定の受講時間を満了し、かつ当該研修又は講習の修了基準を満たしたと認めるときは、当該研修又は講習を修了したものと認定する。
- 2 修了認定は、受講した研修又は講習ごとに行うものとする。
- 3 受講時間が不足した場合その他修了基準を満たさない場合は、修了と認めない。

第27条(修了証等の交付)

- 1 実施主体は、前条の規定により修了した者に対し、修了証その他修了を証する書面(以下「修了証等」という。)を交付する。
- 2 修了証等には、受講した研修又は講習の名称、修了年月日その他実施主体が必要と認める事項を記載する。
- 3 修了証等の様式は、実施主体が別に定める。

第28条(修了証等の再交付)

- 1 修了証等を紛失し、汚損し、又は毀損した者は、実施主体に対し、修了証等の再交付を申請することができる。
- 2 実施主体は、前項の申請について相当と認めるときは、修了証等を再交付することができる。
- 3 修了証等の再交付に要する費用は、申請者の負担とする。ただし、実施主体が特に必要と認める場合は、この

限りでない。

第29条(修了証等の効力)

修了証等は、受講者が当該研修又は講習を修了したことを証するものであり、法令に基づく免許、資格その他これらに類する権利又は地位を付与するものではない。

第7章 雑則

第30条(個人情報の取扱い)

実施主体は、取得した個人情報をプライバシーポリシーに基づき適切に管理する。

第31条(要項の改定)

- 1 実施主体は、必要があると認めるときは、本要項を改定することができる。
- 2 前項の場合において、改定後の要項は、実施主体のホームページへの掲載その他適当な方法により周知するものとする。

第32条(補則)

この要項に定めるもののほか、本研修の実施に関し必要な事項は、実施主体が別に定める。

附則

この要項は、令和8年8月1日から施行する。

別表第1 教育プログラム一覧(第3条、第4条、第10条関係)

区分	教育内容	実施内容	受講条件
基礎教育	風力発電設備の基本構造、浮体式洋上風力発電の概要、安全管理、保守管理業務に必要な基礎知識を習得する。	座学・実技	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育修了
STEP1	実機による月次点検を通じ、保守管理業務の基本的な流れ、点検方法及び設備構造を学ぶ。	実機研修	基礎教育修了
STEP2	実機による半年点検を通じ、設備ごとの点検内容、保守管理手法及び点検技術を学ぶ。	実機研修	STEP1修了・実機研修受講条件を満たすこと
STEP3	実機による年次点検を通じ、保守管理業務全体の実践的知識及び技能を総合的に習得する。	実機研修	STEP1修了・実機研修受講条件を満たすこと
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育(オプション)	特別教育	座学・実技	なし
洋上風力安全教育(オプション)	洋上風力設備での作業に必要な安全教育	座学・実技	なし

備考:

- 基礎教育及びSTEP1は、本プログラムの必須教育とする。
- STEP2及びSTEP3は、STEP1修了者を対象とする選択制教育とする。
- STEP2及びSTEP3は、実機設備を使用するため、安全管理上必要な条件を満たした場合に受講できる。
- 教育内容、実施日程及び実施方法は、設備の運転状況、気象・海象その他の事情により変更する場合がある。

別表第2 受講料一覧(第16条関係)

区分	標準日数	受講料(税別)	備考
基礎教育	4日	200,000円	教材費含む
STEP1	1日	400,000円	実機研修
STEP2	3日	510,000円	実機研修
STEP3	5日	850,000円	実機研修
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	1日	25,000円	オプション
洋上風力安全教育	2日	100,000円	オプション

備考:

- 受講料には、教材費及び研修に必要な消耗品費を含む。
- 交通費、宿泊費、飲食費その他個人的費用は受講者の負担とする。
- オプション講習のみの受講も可能とする。

別表第3 受講申込時の提出書類等(第10条関係)

提出書類等	基礎教育	STEP1	STEP2	STEP3
受講申込情報	○	○	○	○
フルハーネス特別教育修了証写し	○	○	○	○
所属企業の承認	○	○	○	○
保有資格修了証(必要な場合)	△	△	△	△
実機研修受講に必要な書類	—	○	○	○
出向契約等に必要な書類	—	○	○	○

別表第4 令和8年度モニター制度

項目	内容
対象年度	令和8年度
対象コース	STEP1、STEP2及びSTEP3
募集人数	各コース10名
モニター条件	修了後アンケート及びヒアリングへの協力
支援内容	受講料50,000円をキャッシュバック
支給方法	修了確認後に振込み
備考	本制度は五島市の人材育成事業を活用して実施する。制度内容は変更又は終了する場合がある。